

**(介護事業所ネットワーク化推進事業)**  
**ネットワーク化による協働推進事業実施要領**

**第1 趣旨**

この要領は、小規模な法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組が促進されるよう、その環境整備を図ることを通じて、地域における福祉サービスの充実とともに、重層的な支援体制の構築を図るために要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するため、介護人材確保推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

また、本事業において、社会福祉法人の連携方策の中間的な選択肢として、「社会福祉連携推進法人制度」の活用を促進する。

**第2 実施主体**

実施主体は、第3「ア」に掲げる取組を必ず行った上で、地域の実情に応じた、第3「イ」及び「ウ」に掲げるような取組を行うための団体とする。

また実施主体は、第3「エ」及び「オ」に掲げる取組を併せて行うことができるものとする。

**第3 対象事業**

**ア 法人間連携プラットフォームの設置**

実施主体に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間で、地域課題に関する討議を行うとともに、以下のイからオに掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行うものとする。

- ・ プラットフォームの対象地域については、必ずしも県全域を対象としなければならないものではなく、実施主体において定める地域を対象とすることも差し支えない。
- ・ ここでいう小規模法人とは、1の法人において1の施設又は事業所のみを運営しているような法人を指すものであり、プラットフォームには、可能な限りこうした法人を参画させなければならないものとするが、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、これに該当しない法人を参画させることも差し支えない。
- ・ 参画法人については、社会福祉法人に限らず、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものであるほか、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、介護福祉士養成施設等の人材養成機関や保健医療機関など、福祉サービス事業者以外の者を参画させることも差し支えない。

## イ 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ

参画法人が保有する資産及び人員・設備を活用しつつ、それぞれの法人の強みを活かしながら、アにおいて共有された地域課題の解決を図るため、複数の次に掲げるような地域貢献のための取組を立ち上げ、試行する。

- (ア) 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置
- (イ) 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業
- (ウ) 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援
- (エ) 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり
- (オ) 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け
- (カ) 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援
- (キ) 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- (ク) 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり
- (ケ) 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- (コ) 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援
- (サ) 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等

## ウ 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進

イの事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないようにするとともに、小規模法人等における経営労務管理体制の底上げを図る観点から、複数の次に掲げるような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。

- (ア) 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
- (イ) 人事交流の推進
- (ウ) 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催
- (エ) 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言
- (オ) 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組
- (カ) 共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する専門家からの助言
- (キ) 合同福利厚生事業の実施 等

## エ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進

参画法人の経営労務管理体制の効率化を図る観点から、報酬請求や職員採用、資材の購入等の事務を共同で処理するための別法人（連携推進法人を除く。）を立ち上げ、当該法人に参画法人がこれらの事務を委託するなどを通じて、事務処理部門の集約・共同化のための取組を推進する。

## オ ICT技術の導入支援

プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、次に掲げるような新たにICT技術を活用して行う取組を推進する。

- (ア) 地域住民等のためのSNS等を活用した相談支援の仕組みづくり
- (イ) 単身高齢者に対する見守り等のための参画法人間のオンラインネットワークの仕組みづくり
- (ウ) オンラインによる地域住民等の共生の場づくり
- (エ) オンラインによる参画法人の職員合同研修の実施
- (オ) 労務管理システムの共同調達
- (カ) 参画法人におけるICT技術の導入方法や活用方法に係る合同研修 等

**カ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組**

**第4 補助基準額**

補助基準額は、1プラットフォーム当たり次表に掲げる金額とし、補助の実施期間については、試行及び実践に必要な期間として原則2か年までとする。

ただし、補助金の交付申請初年度（1年目）の交付決定をもって、翌年度（2年目）の補助金の交付を確約するものではないので留意すること。

また、次に該当する場合は、補助基準額にそれぞれ加算ができるものとする。

- ・ 第3「エ」に掲げる事業に取り組む場合
  - 1プラットフォームにつき3,200千円以内（1回限り）
- ・ 第3「オ」に掲げる事業に取り組む場合
  - 1プラットフォームにつき2,000千円以内（1回限り）

参画法人数	1プラットフォーム当たりの補助基準額
5法人以下	1,500千円以内
6法人以上、9法人以下	2,500千円以内
10法人以上	4,000千円以内

なお、次に該当する場合は、補助基準額を上記の1／2以内とする。

- ・ 第7（優先順位3）に該当する申請
- ・ 第7（優先順位4）に該当する申請であって、第3「イ」又は第3「ウ」のどちらか一方のみの取組を実施するもの

**第5 補助対象経費**

報酬、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

なお、補助対象となる事業内容として想定されるものは次のとおりである。

- ・ 第3「ア」から「ウ」に係る経費
  - プラットフォームの運営に係る会議の開催経費
  - 地域課題の把握のための調査経費
  - 協働事業の実施に必要な資材の購入費

- 専門家からの助言に係る謝金
- 合同研修会や合同面接会の開催経費 等
- ・第3「エ」に係る経費
  - 事務処理部門の集約・共同化に必要な事務室の確保に係る経費
  - 事務機器の導入に必要な経費 等
- ・第3「オ」に係る経費
  - システム構築に係る委託費
  - I C T技術導入のための機器・ライセンスの購入費 等

## 第6 事前協議

本事業による補助を受けようとする者は、提出期限内に次に掲げる書類を提出するものとする。

- ・ネットワーク化による協働推進事業 事前協議書（別紙様式第1号）
- ・ネットワーク化による協働推進事業 実施計画書（別紙様式第2号）
- ・ネットワーク化による協働推進事業 対象経費見込額（別紙様式第3号）
- ・ネットワーク化による協働推進事業 収支予算書（別紙様式第4号）

なお、協議額は千円未満の端数を切り捨てとする。

## 第7 事業の採択等

第6により提出された事前協議の内容を審査し、交付要件を満たすものの中から、取組内容に応じた次の優先順位に基づき、予算の範囲内で選考の上、採択するものとする。

（優先順位1）

社会福祉連携推進法人化に向けて、一般社団法人を設立済みであり、当該法人が実施主体となる取組

（優先順位2）

次のいずれかに該当する取組

- ① これまで「地域における公益的な取組」を実施していなかった小規模法人において、新たに実施するためのもの。
- ② 山村振興法等の指定地域（※）における参画法人の経営基盤の強化・サービス提供の効率化等を図るためのもの。

※山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条に定める振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条に定める過疎地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に定める離島振興対策実施地域

- ③ I C T技術の導入支援を活用し、地域貢献のための協働事業を行うもの。

（優先順位3）

令和6年度以前から補助金の交付を受けるプラットフォームであって、事業施行等にさらに1年を要する特段の理由がある取組（令和8年度経過措置）

（優先順位4）

上記に該当しない取組

なお、本事業の採択を受けた者は、別途指示する期限までに「交付要綱第5条に規定する交付申請書（第1号様式）」を追加で提出するものとし、当該申請書により交付決定するものとする。

## **第8 実績報告**

本事業による補助の交付を受けた事業が完了した場合は、完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

- ・ 交付要綱第12条に規定する実績報告書（第5号様式）
- ・ ネットワーク化による協働推進事業 実施報告書（別紙様式第4号）
- ・ ネットワーク化による協働推進事業 対象経費精算額（別紙様式第5号）
- ・ ネットワーク化による協働推進事業 収支決算書（別紙様式第6号）
- ・ 実績報告の内容が確認できる書類（支出の確認ができる書類等）
- ・ 補助金振込口座報告書

## **第9 消費税等仕入れ控除額の確定に伴う報告**

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、交付要綱第14条の規定による報告を行うこと。

## **第10 その他**

この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月15日から適用する。